

京都市保健所条例施行規則の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第112号

京都市保健所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市保健所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条本文中「京都市保健所条例（以下「」及び「」という。）」を削り、「第3条第2項及び第3項」を「第3条第3項及び第4項」に改め、同条ただし書中「算定した額」の右に「(以下「診療報酬算定額」という。）」を、「8割」の右に「(集団検診（受診者の数が10人以上のものに限り、かつ、労働安全衛生規則第44条の規定により事業者が行う健康診断を除く。）に係る使用料等にあつては、4割)」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

京都市保健所条例（以下「条例」という。）第3条第2項の規定の適用を受けようとする者は、その者が同項各号のいずれかに該当することを証明する書類を市長に提出しなければならない。

第2条各号列記以外の部分中「前条」を「前条第2項」に、「診療報酬の算定方法により算定した額」を「診療報酬算定額」に改める。

第3条を次のように改める。

(使用料等の減免)

第3条 条例第5条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

別表診療報酬の算定方法に定めがないものの項中

「

診 断 書	1, 8 0 0	を
-------	----------	---

」

「

診断書	労働安全衛生規則第44条の規定により事業者が行う健康診断に係るもの	900
	その他のもの	1,800

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)